## 主たる従事者の死亡

(死亡から約1年以内に

申請をお願いします)

## 主たる従事者の故障

(耕作が困難な場合。必要に 応じて面談を行います)

## 生産緑地指定から30年経過

もしくは

特定生産緑地指定から10年経過

**主たる従事者証明書**(農業委員会で発行。発行まで最長1ヶ月)

・戸籍謄本(本籍地の市民課へ)

(亡くなったことが分かるもの)

・遺産分割協議書

(相続登記が完了している場合は不要)

・医師の診断書

(買取申出地で農業が できない事がわかるもの)

買取申出書類は 土地所有者と同居親族、 相続人の方にお渡しします。 代理人の方は 委任状が必要です。

・**買取申出書**及び**生産緑地地区の買取申出に際しての注意事項【**まちづくり計画課】

- ▼買取申出書受取り時の注意事項▼
  - ・ご本人確認書類をお持ちください(免許証、マイナンバーカード、これらと同等の確認できる書類)
  - ・代理人が受取る場合は委任状が必要です。委任状と代理人の本人確認書類をお持ちください。
- ▼買取申出書提出時の委任状について▼
  - ・来庁されない申出者の方は、来庁する申出者に届出等を委任する委任状が必要です。
  - ・代理人が申請する場合、申出者全員が同じ代理人に委任する委任状が必要です。
  - ・委任状は自署の場合は印鑑不要です。自署でない場合は実印で押印をお願いいたします。
- ·**案内図** 住宅地図などを印刷したもの。
- ・公図【法務局】解除する筆全て必要(原本または原本のコピー)区画整理中の土地は換地証明書の写し。
- ·登記事項証明書【法務局】原本提出をお願いします。
- ・印鑑証明書【お住まいの市民課】申出者全員の原本をお願いします。
- ・本人確認書類 来庁者の免許証、マイナンバーカード、これらと同等の確認できる書類
- ・同意書 金融機関等が抵当権等を設定している場合に必要です。

※分筆して一部を買取申出する場合、解除の筆、継続の筆両方の公図と登記事項証明書を持参して下さい。 ※下水道課で受益者負担金の有無の確認をお願いします。

- ◎買取申出提出後の流れ◎
- ・1か月以内に稲城市等が買取るか判断し、買取の有無の通知を郵送します。

買取らない場合、農業委員会を通じ、 ┃買取る場合、┃買取り協議をします。 2カ月間農業者へ斡旋します。

・買取申出から3カ月以内に斡旋が成立しない場合、生産緑地法の行為の制限解除となります。 (例:申出受理日が4月1日の場合、行為制限解除日は7月2日になります。)

行為の制限解除の通知及び都市計画変更告示の通知を希望される場合は、

【生産緑地地区の買取申出に際しての注意事項】に記入されている方に通知をお送りいたします。